

議案第 1 1 号資料 2

○ 室蘭市手数料条例 新旧対照表

(平成 1 2 年条例第 2 号)

改 正 後		改 正 前	
別表第 1 (第 2 条関係)		別表第 1 (第 2 条関係)	
(1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録等に関する事務		(1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録等に関する事務	
	手数料を徴収する事項		手数料の金額
1 戸籍法 (昭和 2 2 年法律 第 2 2 4 号) に関 するもの	(1) 戸籍法 (以下この項において「法」という。) 第 1 0 条第 1 項、第 1 0 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 1 2 6 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第 1 2 0 条第 1 項若しくは第 1 2 6 条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき 4 5 0 円 (多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の電子計算機を經由して本市の電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。)に必要な操作を自ら行うことにより交付を申請し、交付を受ける場合 (以下「多機能端末機による交付の場合」という。) にあつては、1 0 0 円)	1 通につき 4 5 0 円
	(2) ~ (6) (略)		
2 住民基本台帳法 (昭和 4 2 年法律 第 8 1 号) に関 するもの	(1)、(2) (略)		
	(3) 住民票又は戸籍の附票の写しの交付	1 通につき 2 5 0 円 (多機能端末機による交付の場合にあつては、1 0 0 円)	1 通につき 2 5 0 円
3 (略)			
4 その他のもの	(1) ~ (3) (略)		
	(4) 印鑑登録証明書の交付	1 通につき 3 0 0 円 (多機能端末機による交付の場合にあつては、1 0 0 円)	1 通につき 3 0 0 円
	(5) ~ (9) (略)		

(2) 市税に関する事務

手数料を徴収する事項		手数料の金額
1 地方税法（昭和25年法律第226号）に関するもの	(1) 地方税法（以下この項において「法」という。）第20条の10の規定に基づく納税証明書（課税証明書、公課証明書、評価証明書及び所有証明書を含む。）の交付	年度別、税目別、1筆、1棟、1通につき 250円（多機能端末機による交付の場合においては、100円）
	(2)、(3) (略)	
2 その他のもの	(1) 所得証明書の交付	1通につき 250円（多機能端末機による交付の場合においては、100円）
	(2)～(5) (略)	

(3)～(9) 略

(2) 市税に関する事務

手数料を徴収する事項		手数料の金額
1 地方税法（昭和25年法律第226号）に関するもの	(1) 地方税法（以下この項において「法」という。）第20条の10の規定に基づく納税証明書（課税証明書、公課証明書、評価証明書及び所有証明書を含む。）の交付	年度別、税目別、1筆、1棟、1通につき 250円
	(2)、(3) (略)	
2 その他のもの	(1) 所得証明書の交付	1通につき 250円
	(2)～(5) (略)	

(3)～(9) 略